

「男性の子育て参画促進事業」実施業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

核家族化の進展や共働き家庭の増加に伴い、子育てにおける男性の役割が重要となる中、本県における男性の家事や育児関連時間が女性に比べて低い現状や、男性の子育てへの不安が高まっている状況を踏まえ、男性が楽しく気軽に子育てに参画できるようなきっかけづくりの提供や、子育てに参画する意義等の普及啓発などを通じて、男性の子育てへの参画促進を図る。

2 委託業務

(1) 業務名

「男性の子育て参画促進事業」実施業務

(2) 委託内容

別添『男性の子育て参画促進事業』実施業務委託プロポーザル仕様書』のとおり

※仕様書の委託業務内容は現時点の予定であり、今後、変更する可能性があります。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和3年3月31日（水）まで

(4) 委託料上限額

4,500,000円（消費税及び地方消費税含む）

3 参加条件

(1) 資格要件

次のすべてを満たすこととします。

ア 優れた企画制作能力を有し、提案内容を確実に遂行できる体制であること。

イ 子育て支援やイベント実施についてのノウハウを有すること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

エ 本プロポーザルに係るプレゼンテーションの実施日において、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、令和2年度における競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

オ 公示日から契約の日までの期間に、県から指名停止の措置を受けている者でないこと。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

キ 石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20条）第6条に基づく暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。

ク 石川県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税全般について、企画提案書の提出日現在において未納がない者であること。

(2) 提案は1者1件とします。

4 参加申込

(1) 提出書類と方法

企画提案しようとする者は、「提案参加申込書」(様式1)に次の書類を添えて、公益財団法人いしかわ結婚・子育て支援財団(「9 担当部局」参照)に郵送または持参により提出してください。

ア 会社概要書(様式2)(会社概要のパンフレット等、参考となる資料がある場合、添付してください。)

イ 過去5年間の国または地方公共団体の類似業務実績(様式3)

(2) 提出期限

令和2年6月19日(金) 17時(必着、期限に遅れた場合は受け付けしません。)

5 企画提案書の提出

(1) 提出資料

ア 提案書(様式5)

イ 企画提案書(A4判片面印刷)

※企画提案書の内容については別添「『男性の子育て参画促進事業』実施業務委託プロポーザル仕様書」に従って作成してください。また、以下が簡潔に分かるものとしてください。

- ・『男性の子育て参画促進事業』実施業務委託プロポーザル仕様書」4(1)～(4)の内容(スケジュール、募集方法含む)
- ・実施体制(事業実施体制、当日の運営体制)
- ・開催概要、当日スケジュール

ウ 見積書(内訳を含むものを「イ 企画提案書」内に綴じ込むこと)

(2) 提出部数

アについては1部、イ(ウを含む)については5部(社名を記してあるものを1部、記されていないものを4部)

(3) 提出期限

令和2年7月6日(月) 17時(必着、期限に遅れた場合は受け付けしません。)

(4) 提出先と方法

「9 担当部局」へ持参又は郵送してください。

(5) 留意事項

- ・企画提案に係る一切の費用は全て提案者の負担とする。
- ・提出された企画提案書等の提出物は返却しないこととする。
- ・プロポーザルで知り得た内容については、無断で使用しないものとする。
- ・提出された企画提案書等の書類は、審査に必要な範囲において複製することがある。
- ・見積書は会場使用料、謝金、旅費、運営費、広報費、資料の作成等に要するもの、その他一切の費用を見込んだものを提出すること。

(6) 参加の辞退

提案参加申込書の提出後に辞退を申し出る場合は、「提案参加辞退届」(様式4)を提出してください。

6 企画提案に関する質問

(1) 質問の提出方法

9に記載されている電子メールアドレス宛に、質問書（様式6）を送付してください。件名は「男性の子育て参画促進事業に関する質問」としてください。なお、電話および口頭による質問は受け付けしません。

(2) 質問の提出期限

令和2年6月12日(金)17時（必着、期限に遅れた場合は受け付けしません。）

(3) 回答

電子メールにより質問者に回答するほか、必要に応じて他の参加申請者に対し情報提供を行います。

7 審査

(1) 事前選考

企画提案への参加申込者が多数の場合は、企画提案書の内容によりプレゼンテーション（質疑応答）実施者を絞り込む事前選考を実施する場合があります。その場合は、事前選考の結果を書面にて通知します。

(2) プレゼンテーション(質疑応答)の実施

- ア 提案内容についてプレゼンテーションの機会を与えると同時に質疑応答を行います。
- イ プレゼンテーションは、受注した場合に業務を主として担当する者が行ってください。
- ウ 実施日時（令和2年7月10日頃を予定）、場所等の詳細については提出者あてに別途通知します。
- エ プレゼンテーションの際に資料を追加することは出来ません。プレゼンテーションは提出資料を基に行ってください。時間は15分以内とします。その後、10分程度質疑応答を行います。
- オ パワーポイントを使用するプレゼンテーションを希望する場合は、その旨を事前に連絡する他、内容は企画提案書と同じものとしてください。

(3) 審査

- ア 審査基準に基づき、プロポーザル審査員がプレゼンテーション内容、企画提案書等の審査を行い、最も優れた提案をしたと評価された者を受託候補者として選定します。
- イ 企画提案への参加者が1者の場合であっても、プレゼンテーション（質疑応答）を実施し、企画提案審査会において、内容の審査を行い、選定の可否を決定します。

(4) 選定結果

- ア 選定結果は、各者に文書で通知します。
- イ 審査内容及び各事業者の企画提案内容、見積額等については非公開とし、選定結果についての質問、補足説明、異議申し立ては受け付けません。

8 選定後の手続き

(1) 手続

ア 本業務の業務委託仕様書は受託候補者が提出した企画提案書が基本となりますが、受託候補者との協議により最終決定することとします。

イ なお、協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとします。

ウ 石川県財務規則（昭和38年12月31日規則第67号）に定める随意契約の手續に準じて、受託候補者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認したうえで契約を締結します。

(2) 契約保証金

石川県財務規則第136条の規定に準じて、契約保証金は免除とします。

9 担当部局

(1) 問合せ先

〒920-8201 石川県金沢市鞍月東2-1

公益財団法人いしかわ結婚・子育て支援財団（担当：鈴木）

電話：076-255-1543

FAX：076-255-1544

E-Mail：info@i-oyacom.net

(2) 書類等の提出、問合せ等は平日午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時までとし、土曜日、日曜日、祝日を除きます。